

第4章 主要交通施設における整備の方針

1. 基本的な考え方

問題点を改善し、駅から主要な施設に安全に、安心して移動できるように以下のような考えに基づいて整備を行います。

(1) 藤代駅

エレベータやエスカレータを設置して、移動円滑化された経路を確保します。この経路は、駅自由通路を用いて、身体障害者などが線路の南北を安全に横断できる経路としても活用されます。

各種の施設整備は、公共交通ガイドラインに準拠しながら、鉄道事業者とともに検討を進めていきます。

(2) 藤代駅周辺

駅周辺の経路として、駅と町のバリアフリーの軸として位置付けられている都市計画道路中内・大塚線を結ぶ連続的な移動円滑化された経路を確保します。

そのため、将来的には既存道路の拡幅や交通規制などによる歩道空間の確保を目指しますが、目標年次までの対応として北口西側では、現在のタクシープールから鉄道に沿って都市計画道路中内・大塚線（側道）に至る歩行者専用道路の整備を進めます。また、南口西側についても、現在整備されている歩行者専用道に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど、バリアフリー化を進めます。【P34 特定経路図参照】

北口東側では、現在の駅・線路に隣接した駐車場、駐輪場の一部を改修し、駅から踏切に至る連続的な移動円滑化された経路を確保できるように、鉄道事業者と調整を進めます。

(3) バスターミナル・タクシープール

藤代駅北口のバスターミナル・タクシープールは、暫定的な配置であり、将来的には北口の面的な整備に伴って計画的な整備がなされる予定です。しかし、当面本計画の目標年次である2010年までにはこの面的な整備の具体的な計画策定が困難であるため、現在の暫定的な配置の状態について前提に改善を行うものとしします。

西側のタクシープール周辺では、歩道の水平化や歩行者空間の幅員の確保、

視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行います。

東側のバスターミナル周辺では、歩行者空間の幅員の確保や、バスを待つ人たちのためのベンチなどの設置などを行います。

(4) 道路

安全に通行できる連続した経路を整備するために、道路整備ガイドラインに準拠して交差点の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行います。また、歩行空間を確保するために、区画線（路側帯）の位置についても道路管理者と協議し、検討を行います。

(5) 歩道

連続的な歩行空間を確保するために、看板や商品のはみ出しなどの対策を行います。また、車庫入口などでの切り下げや地盤沈下による歩道の傾斜や高低の改善を進めます。

(6) 踏切

踏切の歩行者と車両との分離を図るとともに、歩行者経路については、車椅子の車輪や杖などが挟まらないように、鉄道管理者と協議し踏切の形状の改善を行います。

2. 移動円滑化のために実施すべき特定事業

(1) 特定事業とは

特定事業とは、特定旅客施設及び特定経路におけるバリアフリー化を実施するための事業であり、駅舎や車両に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」があります。

これらの特定事業は、関係する事業者等が協議・調整を図り、相互の協力のもとで一体的に進めていく事業です。

なお、以上の他に、駅前広場や人的な措置に関する内容についても、「その他の事業」として示します。

表 - 特定事業等の種類

特定事業等	主な内容等	具体例
公共交通特定事業	・ JR やバス会社等の公共交通事業者が基本構想に基づき実施する旅客施設及び車両等の整備に関する事業。	駅構内のエレベータ・エスカレータ、視覚障害者誘導用ブロック、障害者対応トイレの設置 低床バスの導入など
道路特定事業	・ 国、茨城県、藤代町の道路管理者が基本構想に基づき実施する道路法による道路の新設または改築に関する事業。	歩道の整備・拡幅、段差や傾斜の改善、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、案内板の設置など 駅自由通路のエレベータ・エスカレータの設置
交通安全特定事業	・ 県警や地元署などが基本構想に基づき実施する特定経路等の交通安全対策に関する事業。	高齢者、身体障害者に配慮した信号機等の設置、違法駐車行為の取締りなど
その他の事業	・ 駅前広場等に関する事業及び交通用施設と一体となって機能する駐車場や緑地等の整備に関する事業。 ・ 町民の意識啓発や支援措置等の継続的に行うソフト施策に関する事業。	バリアフリーに関する広報・啓発活動の推進、バリアフリーマップの作成、公共施設等のバリアフリー化の促進など

(2) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、旅客施設の整備と車両等の整備に分けられます。

旅客施設の整備については、安全対策を充実させるとともに、駅構内におけるバリアフリー化の充実を図ります。

車両等の整備については、新規車両の導入時におけるバリアフリーへの対応とともに、既存車両についてもバリアフリー化の努力義務があります。

各公共交通事業者は、この基本構想に基づき、公共交通特定事業計画を策定し、駅舎、車両等のバリアフリー化を積極的に推進します。

表 - 公共交通特定事業の内容（鉄道）

事業主体	事業項目	事業内容
JR東日本	ホームから改札口までの経路のバリアフリー化	・各ホームへのエレベータ・エスカレータの設置
	トイレの整備	・多機能トイレの設置
	職員への教育訓練の充実	・障害者等へのサポート等職員への教育訓練の充実
	車両のバリアフリー化	・車いすスペース、文字案内装置の設置など

図 - 多機能トイレの例



図 - 車両の車いすスペースの例



表 - 公共交通特定事業の内容（バス）

事業主体	事業項目	事業内容
関東鉄道株式会社	案内板の改善	・ 視覚・聴覚障害者に配慮した情報案内設備（音声誘導装置付き）の充実
	職員への教育訓練の充実	・ 障害者等へのサポート等職員への教育訓練の充実
	車両のバリアフリー化	・ 車両の低床化の推進 ・ 車いすスペース、車外用放送設備などの設置
	バス停の改善	・ 可能な箇所へのベンチなどの設置 ・ 可能な箇所への上屋の設置
藤代町	コミュニティバスの導入	・ 町内の主要な施設を巡る循環バスの導入

図 - 視覚・聴覚障害者に配慮した情報案内設備の例

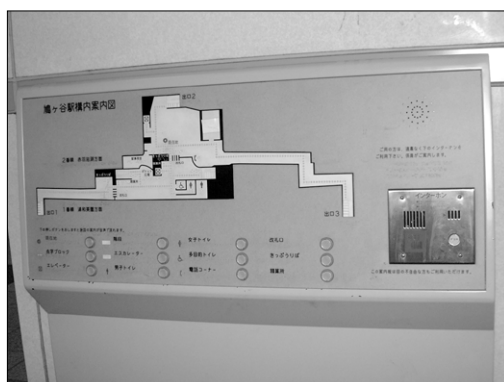


図 - バス内の車いすスペース（都バス）



(3) 道路特定事業

道路特定事業については、道路管理者がこの基本構想に基づき道路特定事業計画を作成し、道路や歩道の整備・拡幅・平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの設置等特定経路におけるバリアフリー化を推進します。

表 - 道路特定事業の内容

事業主体	事業項目	事業内容
茨城県	都市計画道路中内・大塚線のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の切り下げによる傾斜の改善（跨線橋箇所以外） 跨線橋測道歩道のバリアフリー化
藤代町	藤代駅北口～都市計画道路中内・大塚線を結ぶ歩行者道路の新設	・バリアフリーに配慮した歩行者専用道路の新設
	藤代駅南口～都市計画道路中内・大塚線を結ぶ歩行者道路のバリアフリー化	・視覚障害者誘導用ブロックの設置
	藤代駅の南北を結ぶ自由通路のバリアフリー化	・自由通路から駅前広場へのエレベータ・エスカレータの設置

図 - 歩道と車道が接する部分の整備例（茨城県ひとにやさしいまちづくり条例より）

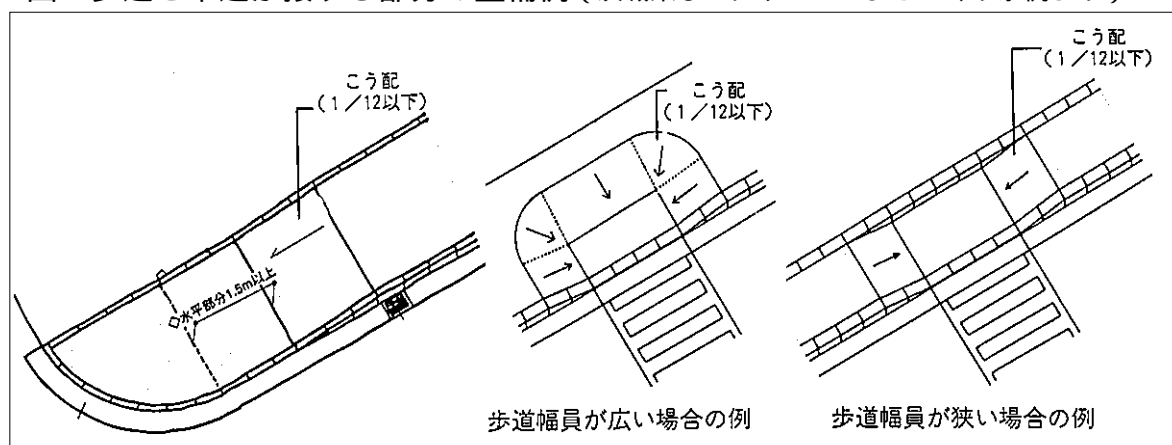
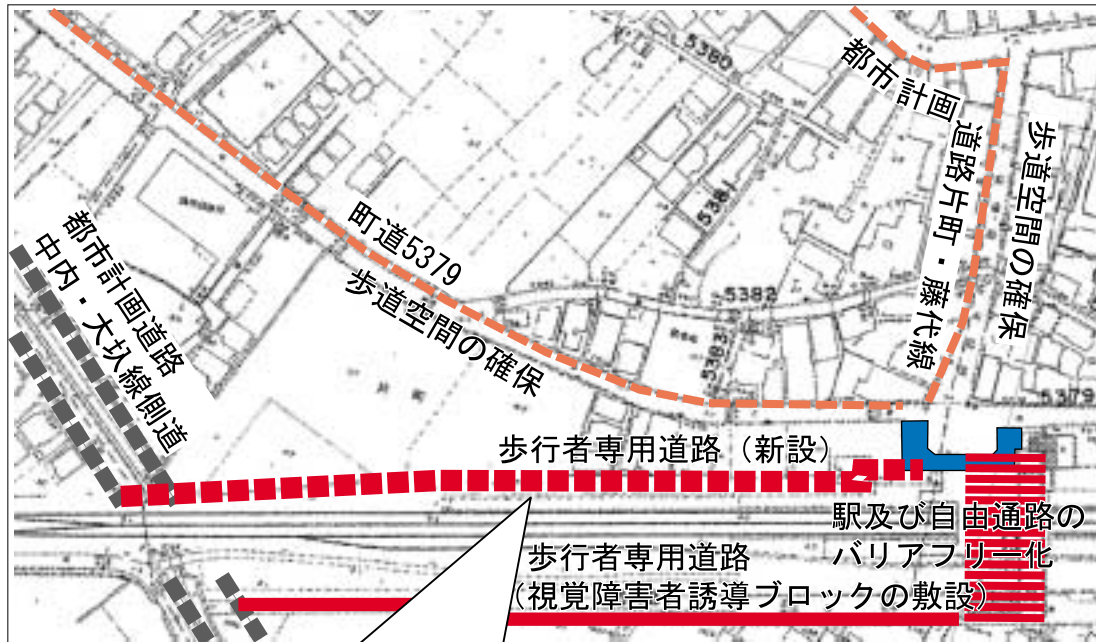


図 - 藤代駅北口～都市計画道路中内・大塚線間の新設歩行者専用道路の配置



藤代駅北口歩行者専用道路の整備イメージ



駅北口周辺においては、既存の道路の早急な拡幅による歩道の確保が困難なため、藤代駅と本町のバリアフリーの軸線として位置付ける都市計画道路中内・大塚線までの区間については、まず鉄道に沿った歩行者専用道路を整備することによって結びます。

(4) 歩行者ネットワークとして位置づけた路線のバリアフリー化

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」等、主務省令等に定める基準に適合した整備をバリアフリー法の目標年次（2010年）までに行うことが難しいと考えられる主要な道路についても、歩行者ネットワークとして位置づけ、中長期的に整備を図ります。

表 - 歩行者ネットワークとして位置づけた路線のバリアフリー化の内容

事業主体	事業項目	事業内容
国	国道6号のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の切り下げによる傾斜の改善 路上障害物の整理 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善
藤代町	藤代駅北口駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 交通導線や交通バリアフリーに配慮した誰もが使いやすくわかりやすい駅前広場の整備
	都市計画道路片町・藤代線の歩道空間の確保及び都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 路上を占有している沿道店舗等の看板等の施設の撤去 道路標識等の移動や整理による歩道空間の確保 都市計画道路の計画幅員への拡幅とそれに伴う交通バリアフリー法の道路構造基準に合致した歩道の整備
	都市計画道路片町・藤代線～藤代図書館のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 藤代図書館へアクセスする経路の交通規制などによる歩道空間の確保とバリアフリー化
	都市計画道路中内・大塚線～保健センターのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターへアクセスする経路の歩道の平坦化や視覚障害者誘導用ブロックの設置
	町道5379号線（藤代郵便局前）の整備	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の歩道空間の確保とバリアフリー化 水路蓋掛け部を利用した歩道のバリアフリー化

(5) 交通安全特定事業

交通安全特定事業については、茨城県公安委員会がこの基本構想に基づき交通安全特定事業計画を策定し、視覚障害者用音響信号機や違法駐車行為の取締り等の特定経路におけるバリアフリー化を促進します。

表 - 交通安全特定事業の内容

事業主体	事業項目	事業内容
茨城県公安委員会	交差点での安全性の確保	・ 主要な交差点への音響信号機などの設置
	標識・標示の高輝度・大型化による視認性の確保	・ 標識等の付け替えの際には、視認性の高い高輝度・大型化の設置の検討
	駅周辺の違法駐車対策	・ 違法駐車などの指導取締りの強化 ・ 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進

図 - 残り時間表示付き信号

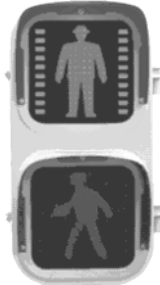


図 - 視覚障害者用信号押しボタン



(6) その他の事業

施設整備等のハード面の他に、ソフト面の対策として人材育成や町民意識啓発等の心のバリアフリー化も推進します。

表 - その他の事業の内容

事業主体	事業項目	事業内容
藤代町等	北口駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のバリアフリー化（平坦化） ・視覚・聴覚障害者に配慮した情報案内設備（音声誘導装置付き）の充実 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
	南口駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚・聴覚障害者に配慮した情報案内設備（音声誘導装置付き）の充実
	放置自転車対策	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車防止のための指導強化及び広報・啓発活動の推進
	商品のはみ出し陳列等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・商品のはみ出し陳列や置き看板などの防止のための指導強化及び広報・啓発活動の推進
	公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化を推進する
	障害者に対する町民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・町民誰もが、気軽に障害者に手を差し向けるようにバリアフリーに対する町民意識の啓発の推進
	バリアフリーマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の利便性の向上と町民の意識啓発ため、住民参加のワークショップ方式により施設等のバリアフリーの状況を示した地図の作製を行う
	福祉タクシーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の福祉タクシー制度の充実
	福祉タクシー乗り場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・藤代駅北口駅前に障害者専用タクシー乗り場の設置 ・藤代駅南口駅前に障害者専用タクシー乗り場の設置
関鉄県南タクシー株式会社 三昇交通有限公司	職員への教育訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等へのサポート等職員への教育訓練の充実